

柏崎刈羽原発の緊急時対応（避難計画）に関する質問事項

<原子力規制庁に対する質問事項>

1. PAZ の住民が、自宅や放射性防護対策が講じられていない施設への屋内退避が強いられ、放射性物質が放出された後もそれが継続するような事態が起こりうる避難計画では、IAEA の判断基準である実効線量 100mSv を超える被ばくとなるおそれがあり、「放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとする」とした原災指針に照らしても容認されないと考えられる。

この件につき、5月26日に参議院議員会館にて行われた意見交換の場において、原子力規制庁の担当者から、原災指針に「重篤な確定的影響を回避又は最小化する」とあるところ、即時避難によって「回避」し、避難できない場合は屋内退避等によって「最小化」できればよく、実効線量 100mSv を超える被ばくのおそれがある計画であっても、原災指針に違反とはならない旨の回答があった。

しかし、IAEA の判断基準は「重篤な確定的影響を回避又は最小化する」ための基準であり、回避と最小化とを分けるものではないこと、また、原子力規制委員会の文書「原子力災害対策の策定において参照すべき線量のめやすについて」（平成 30 年 10 月 17 日）においても、「事前対策めやす線量（引用者注：実効線量で 100mSv）は、一般公衆の被ばくがその水準以下に収まるように計画を立てることにより…重篤な確定的影響を回避又は最小化する、確定的影響のリスクを合理的に達成可能な限り低く保つ…ことを確実にする」とあることから、実効線量 100mSv を超える被ばくとなるおそれがある計画については、原災指針に照らして容認すべきではないと考えられるがいかがか。前言を撤回したうえで改めて回答いただきたい。

2. 例えば、「柏崎刈羽地域の緊急時対応に係る Q A 集」の問 4-4「複合災害時には、自然災害に対する避難行動を優先するため、PAZ 内において屋内退避しているうちに、放射性物質が放出され被ばくするのではないのでしょうか」に対する回答に、「人命へのリスクが高い自然災害の避難行動を優先してください」とあり、防災基本計画の「自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。」との文言が引用されている。他にも同様な Q A があるが、これを、緊急時対応（案）が、複合災害時や大雪時に、「一般公衆の被ばくがその水準（引用者注：実効線量 100mSv）以下に収まるように計画を立てることにより…重篤な確定的影響を回避又は最小化する、確定的影響のリスクを合理的に達成可能な限り低く保つ…ことを確実にする」とした計画になっていないものを正当化するために乱用するようなことはあってはならないと考えるがいかがか。

3. 放射線防護対策施設について、設置されているフィルターでは放射性希ガスを除去することはできないとの回答があった。原発事故の直後やベントの際に、大量の放射性希ガスが放出される恐れがあるが、その際に、放射性防護対策施設がその放射性希ガスを積極的に取り込むおそれはないのか。このことにつき、どのような評価を行っているのか説明されたい。

4. 6月1日と7日に新潟県内で行われた説明会で説明された屋内退避の運用見直しについて
(1) 今回の「運用見直し」は、UPZ 圏における屋内退避に限った見直しであると捉えてよいのか。複合災害時における PAZ 圏の屋内退避の必要性を示している中で、PAZ 圏の屋内退避の問題をどこに、どのように示しているのか。

- (2) 住民、民間事業者等が「一時的な外出」時に被ばくした可能性がある場合について、被ばく線量を測定し記録するシステムを用意するのか。また、「外出を控える注意喚起」を聞き逃して被ばくした場合自己責任とするのか、それとも政府は責任を負うのか。
- (3) 追加的な放出がないこと、滞留がないことを解除の要件としているが、沈着について OIL の基準に照らした確認を解除要件としない理由は何か。

<内閣府原子力防災担当に対する質問事項>

1. 柏崎刈羽地域の緊急時対応（案）の暴風雪や大雪時などにおける PAZ 内の防護措置（p.40）では、「自宅等にて屋内退避」とあるが、天候回復し、「人命への直接的なリスクが極めて高い場合」ではない場合でも、「避難経路の除雪が完了し、安全に避難できる環境となるまでは屋内退避を継続する」となっている（p.41）。自宅等における屋内退避が長引いた場合、「重篤な確定的影響を回避または最小化する」ことはできず、原災指針に反するのではないか。「地域原子力防災協議会」での「原災指針に照らして合理的」との確認は虚偽ではないのか。
2. 地震などとの複合災害により道路が寸断され、孤立集落が生じるおそれがある。PAZ において、事前避難が困難な場合、重篤な確定的影響を回避するために、放射線防護対策施設に避難するしかないが、各施設は避難行動要支援者を収容することが前提となっており、孤立集落が生じた場合に、収容可能者数が圧倒的に足りないおそれがある。柏崎刈羽地域の場合、PAZ の 1 万 8 千人余りの人口に対し、放射線防護対策施設の収容可能者数は 1,700 人ほどにすぎない。こうした状況についても原災指針に反するのではないか。
3. 6 月 1 日と 7 日の説明会で、内閣府が提示した資料「柏崎刈羽地域の緊急時対応（案）について」について
 - (1) 資料 8 頁 <ポイント 1：1>「屋内退避施設の整備」、<ポイント 1：2>「拡幅用除雪車両の増強」と「急こう配区間への消融雪等の設置」について、具体的な内容を示されたい。
 - (2) 資料 19 頁 2 の「陸路が制限される場合…状況に応じた多様な対応」は、海路、空路、屋内退避以外に何があるのか。
 - (3) 資料 19 頁 海路、空路での避難では、刈羽村民の場合は港やヘリポートまでの交通手段が必須となり、新潟県によるシミュレーションによっても、事故の状況によっては、待機時間内に確率的影響を及ぼす被ばくの可能性が否定できない。「緊急時対応」ではこれを避けるためのどのような具体的な対応を示しているのか。
4. 原発事故の際、自家用車での避難が困難な場合にバスが必要となるが、柏崎刈羽地域では、バス及びバスの運転手の不足が問題となっている。深刻な被ばくが強いられる地域へのバスの運転手の確保は非常に困難だと思われるが、具体的に確保はされているのか。確保されていない場合は計画の実効性は乏しいと考えざるをえず、緊急時対応の了承はすべきではないと考えるがいかがか。

柏崎刈羽原発 6 号機の燃料装荷及び電力需給に関する質問事項

<原子力規制庁に対する質問事項>

東京電力は 6 月 10 日に柏崎刈羽原発 6 号機の燃料装荷を開始した。柏崎刈羽原発の地元同意にどのくらい時間がかかるかわからない以上、燃料装荷したままの状況が長期間に及ぶ可能性もあり、危険である。これは問題ではないのか。

<資源エネルギー庁への質問>

1. 報道によると、最近政府は「電源立地地域対策交付金」の算定方法を改定し、国が再稼働しても問題ないと判断してから 9 カ月たっても原発が稼働しない場合は、交付金を大幅に減額するようにしたと報じられている（新潟日報「柏崎刈羽原発 6 号機、東京電力はまたも地元同意の前に燃料装てん 交付金大幅減か、同意迫るプレッシャーとの見方も」（2025 年 6 月 11 日）

（1）この変更はいつ行われたのか。

（2）記事にあるように、これは地元にとっては再稼働に同意せざるをえない圧力となり、問題ではないか。

2. 猛暑であった昨年の夏は、東京電力の管区において、もっとも電力需要が大きかった日でも、予備率は 3%を十分上回った。

（1）今年、東京電力管区においてもっとも電力需給がひっ迫するときの予備率は何%になるか。

（2）政府は、原発の早期再稼働の理由の一つとして、夏場の電力需給にひっ迫をあげるが、その必要性は薄いのではないのか。

規制庁・規制委員会を監視する新潟の会
原子力規制を監視する市民の会
国際環境NGO FoE Japan